

令和3年瑞穂町教育委員会第10回定例会 会議録

令和3年10月28日瑞穂町教育委員会第10回定例会が庁舎会議室3-2に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君 ・ 学校教育課長 大沢 達哉 君・教育指導課 小熊 克也 君
・教育指導課 統括指導主事 稲富 泰輝 君・図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 報告事項1 瑞穂町社会教育委員の会議提言書「コロナ禍における居場所づくり～その先を見据えて～」
について

日程第4 報告事項2 改修後の図書館サービス拡大等について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年瑞穂町教育委員会第10回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において2番、関谷委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

鳥海教育長 ないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、報告事項1、瑞穂町社会教育委員の会議提言書「コロナ禍における居場所づくり～その先を見据えて～」についてを議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長 報告事項1について、別紙により説明します。

社会教育委員の会議の提言書ですが、9月27日に牧野議長、志村副議長から教育長に提言書が手渡されました。この提言書は令和元年度及び2年度に議論を重ね、提言がなされました。

提言書の「はじめに」にあるよう社会教育の根幹である人と人のつながりが、希薄になりがちな情勢を課題として子ども、高齢者、ひきこもりに関することの現状把握、課題の抽出をし、「居場所づくり」への提言としてまとめました。そしてコロナ禍を受けいれ、コロナが終息した後の未来を重視すべく提言をしています。

1 ページでは、「居場所」とはどのようなものか分析しています。2 ページから3 ページについては、居場所について特に注目すべき「子ども・高齢者・ひきこもりの現状」に分析、委員の意見を述べています。4 ページと5 ページにかけ「居場所づくりの課題」について分析を加えています。5 ページから「居場所づくりにおける提言」として6 つの提言をしています。

その一つ目は、「新たな居場所への創出の提案」として、仕事や趣味の場所、地域でのコミュニティや公共施設、中でも改修中の図書館のコンセプトでは「本や人とゆるやかにつながり、自分の居場所として感じられる図書館」であり、居場所や交流の場の創出として果たす役割は大きいことを提言しています。また物理的な観点から、これまである中から新たな居場所の創出に関する工夫が必要であることも提言されています。

6 ページでは、提言2として「地域力を強化する人の動機付け」が挙げられています。地域力強化の原動力は人であり、内容や効果をしっかりと話し合い、理解しあうことによって、強制ではなく自然と加わることのできる雰囲気づくりや動機付けができることで、地域力を大きく変える可能性があることを提言しています。7 ページでは、提言3とし「子どもと高齢者との交流場所の増加」になります。子どもと高齢者が気軽に立ち寄れる場所は、共に何かを教えあいそれが居場所に発展し多世代や多様な人たちに広げられる可能性を提言しています。

提言4は「便利さの共有」です。スマートフォンやパソコンをはじめ便利なものは数々存在し、それを共有できる可能性があります。便利なものは、地域人材や新たなコミュニケーションを掘り起こす手段として上手に使いながら解決していくべきと提言しています。

8 ページの提言5は「人生100年時代を生き抜くために」は、日々健康を維持し、何らかの楽しみや趣味を持ち、毎日持続していける活力であることと結論付け、活力を持った人は自然と活動場所を求め、人のコミュニケーションを広げていき、心が満たされ生きぬけると提言しています。

提言6は、「コロナ禍とその先を見据えて」です。居場所づくりは、渦中でもその先を見据えた場合でも、不測を受け入れた状態で考えるべきであり、どんな方法でも人と人が会い、話をし、コミュニティが形成されない限り始まりません。コロナ禍である今からその終息の先をも見据えたコミュニティづくり・居場所づ

くりへの一歩となる声掛けから始めることが何よりも大切としています。

提言書の内容は以上となりますが、本委員会報告後、提言書を各課に配付し今後のまちづくりの参考として活用していただく予定でいます。以上で、報告を終わります。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。

ご質問はございますでしょうか。

村上委員

社会教育委員の会議では、様々な立場の方がこの研究テーマに対して、コロナ禍等の状況変化に対応した提言をしてくれたことが良く分かりました。その中で、活動場所の活用について、教育委員会内に留まらず町全体として投げかけていくとありますが、より具体的な部分を説明いただければと思います。

教育部長

本日は全体的な提言の内容になります。具体的にどう落とし込んでいくかは、意見を踏まえ検討していきたいと思います。

村上委員

「提言1」の中に、図書館改修に関する文章と同時に、長岡の平地林についても言及されています。この部分に関する居場所づくりは大事だと思われるので、町とどう関わっていけるのかなど、引き続き協議していただければと思います。

鳥海教育長

平地林についてですが、社会教育委員の中に自転車を使い活動している方がいます。その方は、JR用地において活動できる関係性を有しているとのこと。町として、その場所を開放していただけるのかどうかは、大きな交渉事になろうかと思われます。

村上委員

平地林の大きさは、周りを見回しても、誇れる場所であると思っています。また、子ども達にも還元していきたい場所であるとも思っています。

鳥海教育長

町は、元狭山地区に平地林を所有しています。当初は、三小において、自然環境などの活動を目論んでいたところですが、他の場所で活動が足りている状況もあるようです。機運が醸成されましたら、動きが出るかも知れません。

関谷委員

読ませていただき、各委員でテーマを決め会議を進めていく中、その途中で予測できないコロナ禍になり、方向性を定めるのに大変苦労されたと感じました。居場所をどうつくっていくかというところで、各自治会・

町内会がバラバラな状況に等しい状況だと思います。この提言を受け居場所が確保されたときに、どう人を集め活動するかが課題になります。その時に、コーディネーターの存在が不可欠だと感じています。この提言について、全般的に良くできているという感想をもっています。

鳥海教育長

コーディネーター機能については、委員が言及したとおりだと思います。

自分が思っているところですが、生涯学習的な場の確保について、近隣と比較しても多くあると思っています。町が横田基地に接しており（財政的な支援あり）、学習等共用施設（地区会館等）が充実しています。また、公共的団体等に対する減免基準も設けていることも後押しできる要因になります。あとは、活動になります。活動になりますと主体的に行ってくださいといっても、なかなか機能しない現状もあります。中心的存在、調整役（コーディネーター）の育成は、必要な部分になります。

なお、郷土資料館事業で、「ふるさと大学」検定があります。これを受けていただいた方に資質を磨いていただき、案内役・コーディネーター役を担っていただくことを期待しているところです。郷土資料館内に限れば、滝澤氏をはじめ人材育成に尽力をいただき、育ってきている状況です。どこの自治体でも課題であるということは耳にしています。

滝澤委員

町の現状として、子ども会や町内会の小規模化などが目立つ状況です。今あるものを最大限活用するしかないと思います。資料館では行事で、ひなまつりなど、子どもや園児が参加できるものを取り入れています。その他、囲炉裏端の読み聞かせには複数団体が参加していたり、折り紙教室、平和のメッセージなど、資料館事業の枠を超えたものを展開し、そこに3世代が集う場ともなっています。

ここに書かれている提言は非常に重要で、子ども会や町内会の小規模化を補うものとして居場所づくりは大事だということを改めて感じたところです。

鳥海教育長

今回の社会教育委員の提言の中の居場所づくりの中に、改修後の図書館の記載があります。改修後は、委員述べていただいた、資料館業務の範囲を超えた部分を図書館が担うことを目指していくべきだと考えています。

教育部長

皆様からいただいた意見は、次回の社会教育委員の会議の中で報告し、今後の社会教育活動を行っていき

たいと思います。

鳥海教育長
鳥海教育長

ほかにご質問もないようですので、委員にはさようご了承願います。

日程第4、報告事項2、改修後の図書館サービス拡大等についてを議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長
図書館長

報告事項2について、詳細は別紙により図書館長が説明します。

ご説明いたします。1の概要ですが、図書館改修に合わせて、新たなサービスの創設や既存サービスの見直しを行うことで、図書館利用の拡大等を行い利用者の利便性向上を図ります。各サービスの創設や見直しは、関係する例規を、全部改正や一部改正することで、改修後の運用開始に備えます。

2の内容をご説明いたします。次の(1)から(6)まで、全部で6点ございます。(1)宅配サービスの開始です。来館が困難な町民を対象に図書館資料の宅配サービスを開始します。①の対象者は、原則、町内在住で、身体障害者手帳の交付を受けている方で、肢体不自由2級以上相当の方や、視覚障害で来館が困難な方。65歳以上の方で、身体的事由により来館が困難な方。その他館長が来館することが困難であると認めた方を対象とします。②の貸出申込み方法ですが、宅配サービス利用登録を受けていただき、電話やファックス、インターネット等により、宅配を希望する図書館資料の申込みを受付けます。③の宅配方法ですが、交通手段は電動自転車を基本とし、職員が利用者の住居へ直接届けます。④の返却方法ですが、日程を調整の上、職員が利用者の住居へ、直接受取りにいきます。

なお、電動自転車や宅配用のケースなど、必要品購入の予算については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、歳出の補正予算を9月議会で可決いただきましたので、運用開始に向けて準備を進めてまいります。

(2) 祝日開館の本実施についてです。平成26年度から試行実施してきた、瑞穂町図書館の祝日開館について、利用者の増加傾向が続いていることから、試行結果を踏まえ、本実施へ移行します。試行を開始した平成26年度と令和2年度の祝日1日あたりの平均利用者数の比較は、表のとおりとなります。

(3) セミナールームの有効活用についてです。改修後の図書館2階に新たに設けられるセミナールーム

ームについて、予約貸出しと一般開放の2本立てで有効活用を図ります。①予約貸出しですが、使用者は5日前までに予約申請を行い、予約は1時間単位とします。裏面をご覧ください。1時間あたり300円の使用料を徴収します。ただし、町の公共的団体等が使用する場合は、使用料の減免が可能となります。一般開放への影響を考慮し、予約は連続3日を限度とします。一般開放ですが、予約貸出し以外の時間は、自由に読書や学習ができる場所としてセミナールームを開放します。

(4) 貸出冊数の拡大ですが、個人貸出しの上限冊数を6冊から10冊に拡大します。また、団体貸出では本館の上限2,000冊を地域図書室にも適用し、地域図書室でも団体貸出資料の受取や返却を可能にします。

(5) 貸出登録期間の拡大ですが、登録日が属する年度の3月31日までを有効期間としていましたが、西多摩地域広域利用の各図書館と整合を図り、現在のシステムにおいては登録情報の管理を的確に行えるため、登録の日から3年間に拡大します。

(6) 館内整理日の変更ですが、曜日を問わず毎月16日としていた、書架や書庫の資料整理や清掃等を行う館内整理日を固定化し、利用者に分かりやすくするとともに、業務の効率化を図ります。毎月16日を毎月第3金曜日に変更します。

3スケジュール予定をご説明します。本日の教育委員会での報告の後、11月の教育委員会定例会で議会の議決を必要とする条例改正議案、及び規則や要綱に関する議案を上程、12月の令和3年第4回議会定例会で条例改正の議案を上程します。その後、周知及び準備期間をとり、令和4年3月中のリニューアルオープン後、4月から各制度の運用を開始する予定です。

なお、同内容については、昨日開催された、議会全員協議会と図書館協議会で報告させていただいています。以上で説明を終わります。

鳥海教育長
鳥海教育長

ご質問もないようですので、委員には、さようご了承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて令和3年瑞穂町教育委員会第10回定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

閉会 午前9時31分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員